

令和3年（2021年）8月5日

健康福祉部各課長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」の適用に伴う対策の強化について（通知）

新型コロナウイルス感染症について、本県では、令和3年（2021年）7月30日付けで県独自の「熊本蔓延防止宣言」を発出し、対策を講じてきたところですが、感染拡大が続き、令和3年（2021年）8月5日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」の適用を受けました。

この決定を受け、熊本市を「まん延防止等重点措置」に基づく重点措置区域とし、熊本市を除く県内全域についても、飲食店の営業時間短縮の要請等、県独自の対策強化を行います。

つきましては、関係機関・団体等へ周知するなど、感染拡大防止対策の効果が最大化されるよう御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 重点措置を講じる区域（措置区域）
熊本市全域
- 2 期間
令和3年（2021年）8月8日（日）から8月31日（火）まで
- 3 措置区域における対策の内容
別紙「第34回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料」のとおり
- 4 措置区域外における対策の内容
別紙「第34回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料」のとおり

（添付資料）

- ・第34回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・熊本県公報（令和3年（2021年）8月5日付け号外第40号）

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

担当：中満、浦江、池田

直通：096-333-2239（内線 5947、5948）